資料31－2－1

有効利用評価部会（第31回）報告資料

令和5年度　電波の利用状況調査
（第3号調査：各種無線システムの調査）

第30回有効利用評価部会で頂いた質問について

令和6年5月

総合通信基盤局電波部
電波政策課

第30回有効利用評価部会で頂いた質問について

【ご質問】　1.2GHz帯画像伝送用携帯局について、周波数再編アクションプランでは「1.2GHz帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限は令和9年度までとし、2.4GHz帯、5.7GHz帯等への早期の移行を図る。」とされ、全国的には減少している。一方、東海総合通信局のみ無線局は増加しており、その理由はなぜか。

【回　答】　1.2GHz帯画像伝送用携帯局については、調査票調査の対象では無く、免許人から理由を確認できておりません。
（調査票調査は1.2GHz帯画像伝送用携帯局（公共用[国以外]）に対して実施）
アクションプランのとおり、令和9年度までは新たな免許の取得は可能ですので、個別の事情により、期限までは無線局を増やす免許人もあると考えられます。

（参考）東海総合通信局管内で前回調査から免許を増やしたのは民間企業の3者です。

令和5年度電波の利用状況調査(第3号調査)(本誌別冊)調査結果ファイル　P1-1-73より抜粋

総務省　令和5年度　電波の利用状況調査　調査結果ファイル

周波数区分	1.215GHz超1.4GHz以下
電波利用システム名	1.2GHz帯画像伝送用携帯局

1. 免許人の数

① 免許人数　［単位：者］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
免許人数	80	8	5	15	7	4	9	15	9	1	9	0
令和3年度	143	12	17	31	13	10	11	21	12	1	17	2
令和元年度又は平成30年度	269	23	26	70	23	17	27	28	28	4	26	2

2. 無線局の数

① 無線局数　（個別免許）　［単位：局］

	全国	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
無線局数	172	13	7	76	12	4	14	22	11	4	9	0
令和3年度	227	17	19	81	19	10	11	30	14	4	20	2
令和元年度又は平成30年度	377	25	31	120	33	19	29	42	34	8	34	2

第30回有効利用評価部会で頂いた質問について

【ご質問】 920MHz帯移動体識別は、構内無線局の免許局・登録局、陸上移動局の免許局・登録局に分かれているが、
それぞれ、どのような違いがあるのか。

【回 答】「移動体識別」は各種認証や物流管理などで広く利用されているICタグを読み取るための無線システムです。
出力等の規格によって**免許局、登録局、特定小電力無線局（免許不要局）**の3種に分類されます。
さらに、免許局と登録局は、利用できる環境によって、局種が**陸上移動局**と**構内無線局**の2種に分けられます。

	免許局	登録局	特定小電力無線局（免許不要局）
メリット	●出力が大きい ●運用制限*がない	●出力が大きい ●登録手続きで利用できる	●手続きが不要 ●無線従事者の資格が不要
デメリット	●免許手続きが必要 ●無線従事者の資格が必要	●運用制限*がある ●無線従事者の資格が必要	●出力が小さい ●運用制限*がある

【凡例】 ●：出力 ●：運用制限 ●：手続き ●：無線従事者資格

*移動体識別（登録局及び特定小電力無線局）は「送信時間制限装置」及び「キャリアセンス」の備付けが必要な場合がある

陸上移動局

公道等でも利用できる

タイム測定

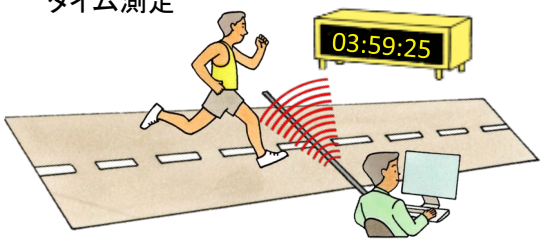

出入管理

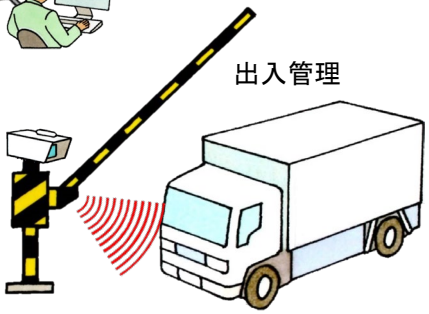

構内無線局
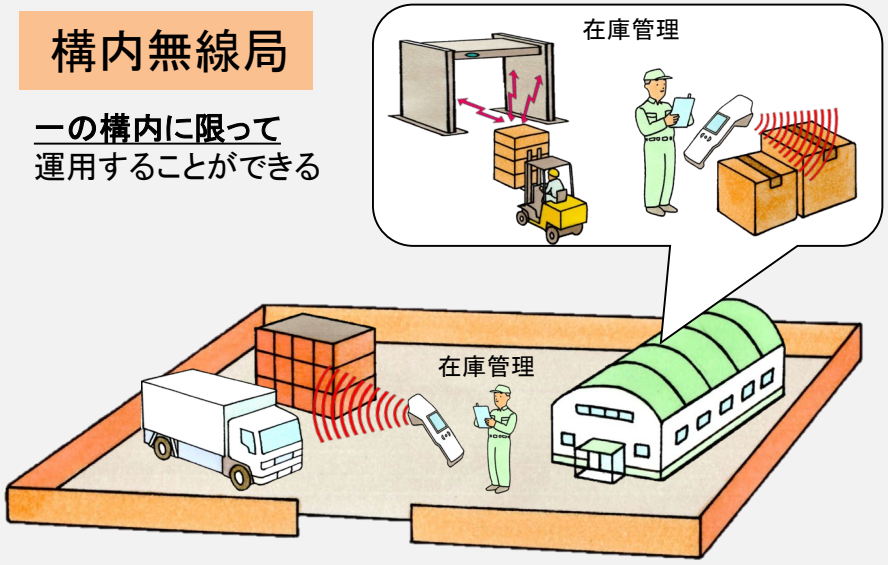
一の構内に限って
運用することができる